

青梅市地域福祉総合計画における検討事項について

1 子どもの計画の合本化について

(1) これまでの経過

計画策定に当たり、令和4年度に市の庁内検討会で協議したが、現行の第2期子ども・子育て支援事業計画は令和6年度が終期であること、令和5年4月1日にこども基本法が施行となるが、国の「こども大綱」、「東京都こども計画」が未策定であること、また、子ども・子育て支援事業計画は子ども・子育て会議の所管事項であることなどの理由から、今回の合本化は見送ることとし、次期の計画に合本するか引き続き協議することとした。

(2) 今後の方向性

令和6年度に「青梅市こども計画（仮称）」を策定する予定であり、地域福祉総合計画と整合性を図りながら、策定を進めていく。また、地域福祉計画は、6年間の計画期間であるが、3年後に中間見直しを実施するとしているため、令和8年度にこどもの計画を包含した中間見直しとするよう調整を図っていく。

(3) 計画への追記

地域福祉総合計画9ページ（2 計画の位置づけ (2) 市政における位置づけ）に「なお、今後子どもの計画を地域福祉計画に包含するよう検討していきます。」の一文を追記。

○地域福祉計画とこども計画（仮称）

令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
		← 地域福祉計画6か年（R6～11）					→
			← 中間見直し		→ こども計画を包含		
第2期子ども・子育て支援事業計画→		← こども計画（仮称）					
		こども計画策定					

2 地域共生社会推進会議の条例化について

(1) これまでの経過

地域共生社会推進会議設置の検討の中で、条例化を検討したが、各会議体での調整や議会による議決が必要であることから、まずは要綱設置の会議体を設置して協議いただき、計画策定後に検討することとした。しかし、地域福祉計画は、社会福祉法の規定にもとづく高齢者、障がい者、児童等福祉分野の個別計画を概括する上位計画として位置づけられている一方、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、条例設置にもとづく介護保険運営委員会による審議、また、成年後見制度利用促進基本計画は、条例設置にもとづく成年後見制度利用促進審議会による審議となる。

なお、都道府県、政令指定都市および中核市は、社会福祉法の規定にもとづき審議会を設置する必要があるが、市は社会福祉法にもとづく審議会の設置はしない一方、地方自治法第138条の4の規定にもとづく審議会の設置は可能である。全国的には、芦屋市、石狩市、三木市などの例はあるが、審議会を設置している自治体は少ない。

(2) 今後の方向性

令和6年度に地域共生社会推進会議や各会議体において、地方自治法にもとづく審議会（仮称：社会福祉審議会）を設置するか御協議いただく。審議会を設置する場合は、地域共生社会推進会議、成年後見制度利用促進審議会、介護保険運営委員会および子ども・子育て会議を廃止し、地域福祉部会、高齢者部会、障がい者部会、こども部会の4つの専門部会を設置する方向性。このことにより、こども計画も所管することが可能となる。

(3) 計画への追記

地域福祉総合計画23ページ（第5章 計画の進行管理 1 計画の評価と進行管理）に「なお、各計画を一体的に推進するため、青梅市地域共生社会推進会議を条例にもとづく設置とするよう検討していきます。」の一文を追記。

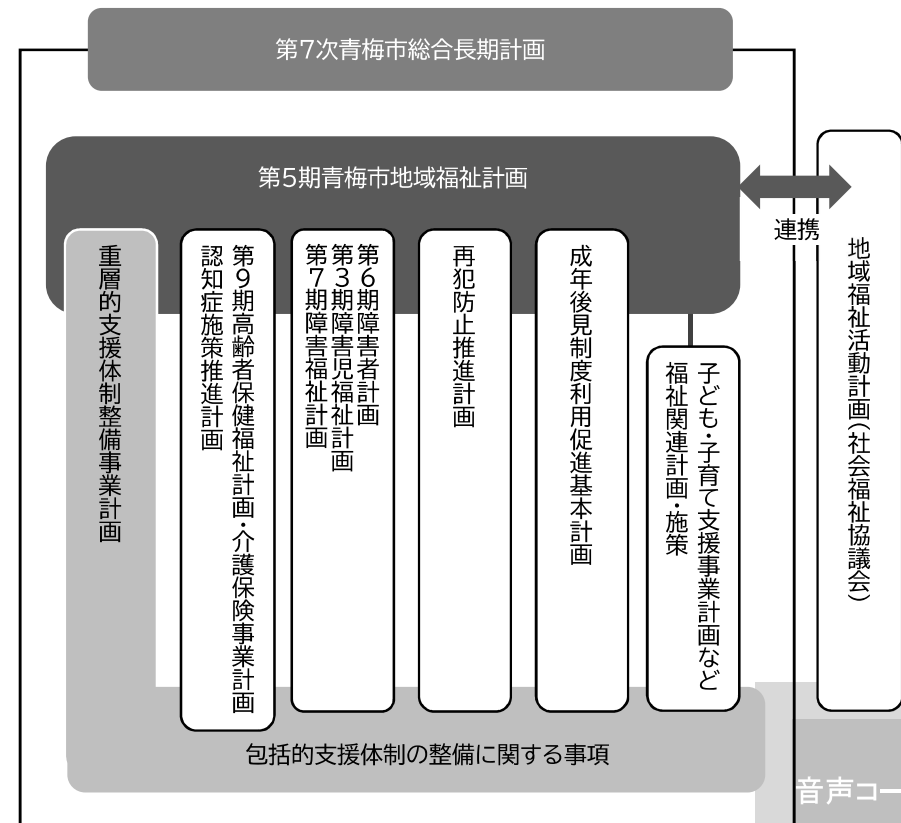
2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

- 社会福祉法第 107 条の規定にもとづく「市町村地域福祉計画」
- 社会福祉法第 106 条の 5 の規定にもとづく「市町村重層的支援体制整備事業実施計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定にもとづく「地方再犯防止推進計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項の規定にもとづく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」
- 老人福祉法第 20 条の 81 の規定にもとづく「市町村老人福祉計画」
- 介護保険法第 117 条 2 の規定にもとづく「市町村介護保険事業計画」
- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条の規定にもとづく「市町村認知症施策推進計画」
- 障害者基本法第 11 条 3 の規定にもとづく「市町村障害者計画」
- 障害者総合支援法第 88 条の規定にもとづく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 の規定にもとづく「市町村障害児福祉計画」
- 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定にもとづく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

(2) 市政における位置づけ

- 本市の最上位計画であり、目指すべきまちの将来像と基本理念を定める青梅市総合長期計画との整合を図ります。
- 高齢者計画、障害者計画等、重層的支援体制整備事業実施計画、再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画は、地域福祉計画を上位計画とし、整合を図ります。
- 子ども・子育て支援事業計画等の福祉関連計画・施策を横断的につなぐものです。なお、今後子どもの計画を地域福祉計画に包含するよう検討していきます。
- 社会福祉協議会「地域福祉活動計画」との連携を図ります。



第5章 計画の進行管理

1 計画の評価と進行管理

計画の推進に当たり、毎年青梅市地域共生社会推進会議に対しその効果や達成状況を報告し、実施状況の検証を行うとともに、令和8年度に中間見直しを実施します。

また、PDCAサイクルの考え方に従い、進行管理を実施し、計画全体の継続的な評価・改善を行うことにより、計画を推進するとともに、次期計画へとつなげていきます。

なお、各計画を一体的に推進するため、青梅市地域共生社会推進会議を条例にもとづく設置とするよう検討していきます。

2 行財政の環境

地方自治体を取り巻く環境が変化する中、本市においても厳しい財政状況が続いています。

また、地域においては、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況がみられます。

このような複雑化・複合化する地域福祉に対応し、多様化する市民ニーズにこたえるためには、市の取組に加え、地域住民や市民活動団体との協働を進める上で、行財政環境にも注視していく必要があります。

更に、国や東京都の動向を的確かつ速やかに把握し、地域福祉向上のための財源確保に努めます。

3 協働による計画の推進

地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくための地域福祉活動の主役は、地域に生活している市民自身です。そして、誰もが福祉サービスの提供者であり、受け手でもあります。

住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域社会を実現させていくには、行政の取組に加えて、市民との協働が不可欠となります。また、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、サービス提供事業者、企業等も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくに当たっては、これら地域福祉を担う主体と連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1) 市民の役割

市民は、地域の問題に関心を持ち、地域の担い手として、行動することが求められています。地域福祉の担い手として声掛けやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加します。

(2) 青梅市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域住民や幅広い福祉関係者の参加により、時代の変化と地域福祉に対応した福祉サービスや福祉活動に取り組み、地域福祉の推進役としての中心的な役割を果たしています。

また、地域住民、関係団体、行政との調整役としての機能も求められています。

福祉コミュニティと地域福祉の推進に向けて事業を支援し、連携を強化するとともに、青梅市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との整合を図ります。

(3) NPO・ボランティア団体、自治組織の役割

NPO・ボランティア団体、自治組織の役割として、地域で行われている様々な福祉活動を行っている団体と連携を図り、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していくことが求められています。